



交通安全情報No.33

ストップ・ザ・交通事故

平成30年5月7日
警察本部交通部
交通総合対策センター

北海道知事から札幌市において

飲酒運転根絶緊急対策 の実施を発表!!

平成30年5月7日、北海道知事から、札幌市において「飲酒運転根絶緊急対策」の実施が発表されました。

※ 北海道飲酒運転の根絶に関する条例に基づくもの。

○ 対策地域

札幌市

札幌市における同対策は本年初めて（札幌市内で飲酒運転の逮捕事が連続した3日間で4件発生）

○ 対策期間

5月7日(月)から5月13日(日)までの7日間

○ 主な対策実施内容

北海道、札幌市を中心とする関係機関・団体が中心となり、
飲酒運転根絶に向けた広報・啓発、街頭指導活動を実施
北海道警察では、飲酒運転取締活動を強化



北海道飲酒運転の根絶に関する条例

第16条（緊急対策期間及び重点対策地域）

知事は、飲酒運転の発生状況に鑑み緊急に飲酒運転を防止するための措置を強化する必要があると認めるときは、緊急対策期間を設定し、当該緊急対策期間において、公安委員会、市町村その他関係機関と連携協力して飲酒運転を根絶するための取組を推進するものとする。

2 知事は、前項の規定による緊急対策期間の設定に当たっては、飲酒運転を根絶するために特別の措置を講すべき地域を重点対策地域として指定するものとする。

道内では大型連休中、飲酒運転の逮捕者が後を絶たず!!

「飲んだら乗らない、乗らせない」一人ひとりが強い気持ちで根絶を!